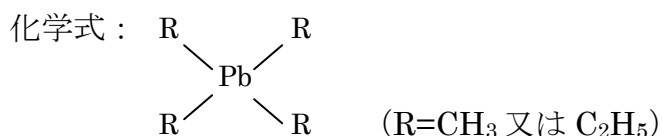


## 四アルキル鉛について

### 1. 物性等

化学名：四アルキル鉛

毒物劇物の区分：特定毒物



CAS 番号：75-74-1（四メチル鉛）、78-00-2（四エチル鉛）

性状：純品は無色、可燃性の揮発性液体。工業用は着色してある。特異臭がある。

毒性：経口、経皮、吸入毒性ともに強い。ヒトの致死量は約 1cc とみられる。

### 2. 国内における使用実態

四アルキル鉛及びこれを含む製剤は、毒物及び劇物取締法において用途が規制されており、石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められている。現在、我が国においては、自動車用ガソリンへの混入が禁止されているため、事実上の用途は航空ガソリン用アンチノック剤としてのみ輸入され、流通している。年間輸入量は 8 トン（財務省貿易統計より）。

### 3. 運送に関する適用法令

#### (1) 国際規制

海上規制…国際海事機関（IMO）の規定に従う。

航空規制…国際民間航空機関（ICAO）の技術指針の規定に従う。

国連番号：1649

品名：自動車燃料用（※航空燃料用途を含む）アンチノック剤

区分：6.1（毒物）

容器等級：I（非常に高い毒性危険を有する物質及び混合物）

#### (2) 国内規制

陸上規制…消防法及び毒物及び劇物取締法の規定に従う。

海上規制…船舶安全法の規定に従う。

航空規制…航空法の規定に従う。